

議案第133号

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「出席したとき」の次に「（会議等が開催される市庁舎等に赴いたときに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本条例第4条第4項に規定される費用弁償は、その性質として通勤的旅費に対するものであり、会議等が開催される市庁舎等に赴いたときは費用弁償を支給し、そうでないときは不支給とする。このことを明確にするため、この条例案を提出するものである。

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 第3条（略） （費用弁償）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別職の職員がその職務に関し、会議等のため出席したとき（<u>会議等が開催される市庁舎等に赴いたときに限る。</u>）は、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。</p> <p>5 （略）</p> <p>第5条 （以下略）</p>	<p>第1条 第3条（略） （費用弁償）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別職の職員がその職務に関し、会議等のため出席したとき _____ は、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。</p> <p>5 （略）</p> <p>第5条 （以下略）</p>